

新旧対照表

医療局

(規則名称)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則

現行	改正案
<p>(第1条省略)</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第2条 法第37条第1項の規定により、同項各号に掲げる費用について市が負担する額は、次条に定める自己負担月額の算出基準に基づき算出した額を当該費用の額から控除した額とする。ただし、同項に規定する患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けている場合においては、全額とする。</p>	<p>(第1条省略)</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第2条 法第37条第1項、<u>第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項</u>の規定により、市が負担する費用の額は、次条に定める自己負担月額の算出基準に基づき算出した額を当該費用の額から控除した額とする。ただし、<u>法第37条第1項、第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項</u>に規定する患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けている場合においては、全額とする。</p>
<p>(第2項省略)</p> <p>(自己負担月額の算出基準)</p> <p>第3条 自己負担月額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)について法第19条<u>若しくは</u>第20条(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)<u>又は</u>法第46条の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所</p>	<p>(第2項省略)</p> <p>(自己負担月額の算出基準)</p> <p>第3条 自己負担月額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)について法第19条、<u>第20条(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)若しくは</u>法第46条の規定による入院のあった月<u>又は</u>法第44条の3第2項、<u>第50条の2第2項の規定による協力の求めのあった月</u>の属する年度(当該入院のあった月<u>又は</u>協力の求めのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税</p>

得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として、別表左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる額を基準とする。ただし、月の途中で入院し、又は退院した患者の自己負担月額は、本文の規定により算出した額に市が費用を負担する期間の日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(以下省略)

を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として、別表左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる額を基準とする。ただし、月の途中で医療を受け、又は医療を受けることをやめた場合における患者の自己負担月額は、本文の規定により算出した額に市が費用を負担する期間の日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(以下省略)